

千葉県内に主たる事務所(本店)のある
外形標準課税対象法人
《提出書類についてのお願い》

千葉県では、申告いただきました内容の確認を円滑に進めるために、確定申告の際に課税標準を算定するための資料の提出をお願いしております。

**別表5の3、別表5の4及び別表5の5の算定
内容を補足します。**

申告書に記載された内容と決算書の表示科目との関連について確認させていただく際に、第6号様式別表5の3(報酬給与額)、別表5の4(純支払利子)、別表5の5(純支払賃借料)の記載内容だけでは、付加価値額の算定に関する情報が十分でない部分があります。

そこで、大変恐縮ではございますが、

【付加価値額等積算表】

を、別表5の3、4、5に加えて御提出くださいますよう、お願い申し上げます。

**【付加価値額等積算表】を
作成及び提出が負担になられる法人の方は！**

【付加価値額等積算表】を作成するのは「負担が大きい」とお考えの方は、貴社が独自で作成された、外形標準課税の標準課税額を積算する資料(以下、『積算資料』と記す。)をご提出ください。

県がお願いしている資料と同様に、標準課税額の算定方法を補足するものであれば、**どのような形式のものでもかまいません。**

御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

**【付加価値額等積算表】について、御質問等が
ございましたら、千葉県税務課 法人調査指導班
までお問い合わせください。**

電話 043(223)2358・2359

くわしくは、裏面をご覧ください。

【付加価値額等積算表】 Q&A

Q1 どうして、【付加価値額等積算表】を作成並びに提出しなければならないのですか？

A 【付加価値額等積算表】には、

①申告書別表の付加価値額に関する記載だけでは不十分な部分を補足する。

②決算書等の表示科目との間の整合性を確認する。

という目的があり、千葉県において申告内容の確認を円滑に行うために、提出をお願いしているものです。

また、申告時に【付加価値額等積算表】を作成していただくことで、実地確認をお願いする時期になってから申告内容を振り返るよりも皆様の御負担が軽くなると考えておりますので、御理解の上、御提出をお願い申し上げます。

Q2 【付加価値額等積算表】あるいは【積算資料】を提出しないとどうなるのですか？

A これらの書類は、任意で提出いただくものですので、提出しないからといって罰則等が科されることはありません。

ただし、申告内容の確認を円滑に進めるために、提出をお願いしている書類ですので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

Q3 【付加価値額等積算表】を提出すれば、実地調査を省略してもらえるのですか？

A 申告内容の実地確認は、すべての法人が対象ですので、原則として省略することはできないものとお考え願います。

Q4 【積算資料】といったものは作成していないのですが…？

A 外形標準課税の付加価値額を算定するためには、何らかの集計作業をなさっているものと思います。申告書の発送にあたり、経理担当者等の方が確認用として作成された集計表等内部資料のようなものでもかまいません。大変恐縮ではございますが、資料の提出につきまして、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。